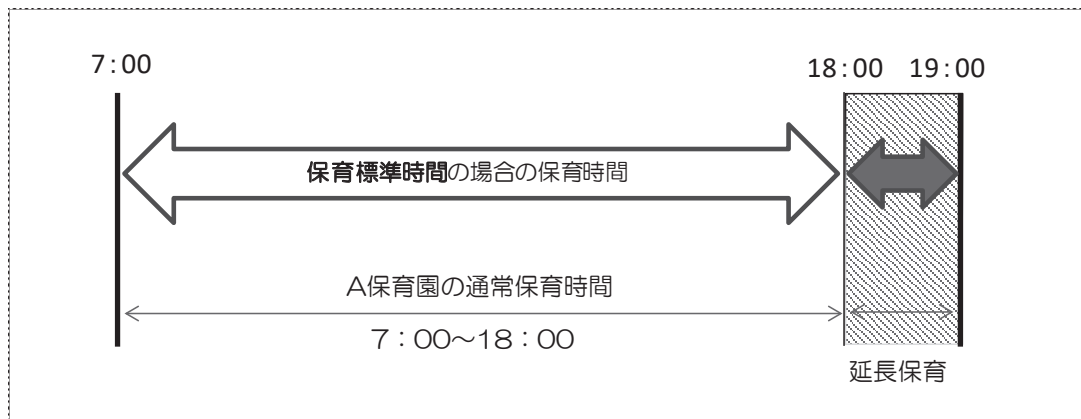


保育時間の仕組みは、次のようになります。

A 保育園の例 ※実際の保育時間等は施設によって異なります。

《保育標準時間利用の場合》

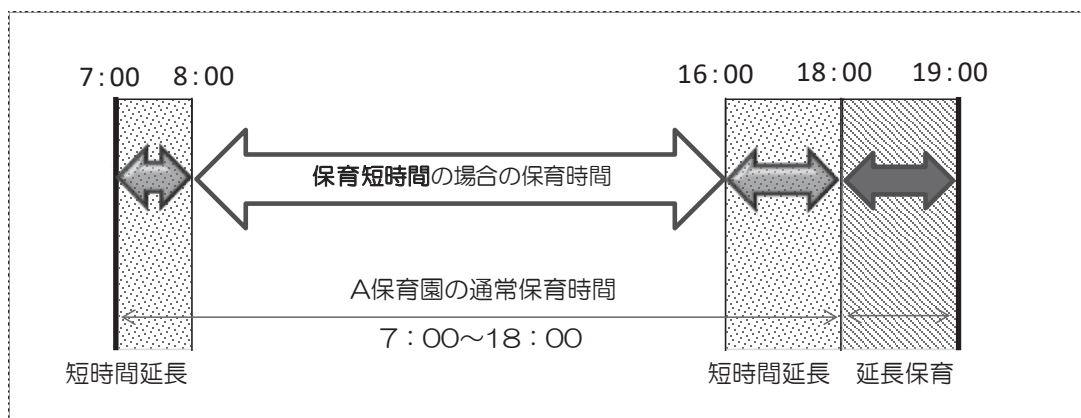


施設ごとに決まっている通常保育時間内は必要に応じて利用可能です。

また、特に必要があれば通常の保育時間外の延長保育を利用することもできます。

※延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

《保育短時間利用の場合》



保育短時間の場合の原則的な保育時間は、8:00～16:00までとなります。

ただし、以下の施設は異なりますのでご注意ください。

- ・たんぼぼ保育園 ➡ 8:15～16:15
- ・あさひ小郡保育園、はあと保育園吉敷、U NURSERY新山口2号館、鴻城幼稚園、阿知須幼稚園、野田学園幼稚園、旭幼稚園、山口中央幼稚園、明星幼稚園
➡ 8:30～16:30

この時間を越えて利用する場合は、各施設の通常保育時間内であっても延長保育の扱いとなり、1日あたり100円の短時間延長利用者負担額がかかります。（非課税世帯や、生活保護世帯でもかかります。）

※認定こども園の短時間延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

また、各施設の通常保育時間を超えて利用する場合は、さらに延長利用者負担額を支払う必要があります。

※延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。